

株主各位

神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号

株式会社トリドール

代表取締役社長 栗田 貴也

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 神戸市中央区港島中町六丁目10番1号
神戸ポートピアホテル 本館地下1階「偕楽の間」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第25期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
 - 第7号議案 ストック・オプションとして、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類および計算書類の注記につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toridoll.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
3. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toridoll.com/>) において、修正後の事項を記載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日銀の財政・金融政策により、円安・株高を背景に企業収益や雇用環境の改善傾向が続き、緩やかな景気の回復基調にあるものの、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動、円安による輸入原材料の上昇やエネルギーコストの上昇、人手不足の顕在化など経済環境は依然として不透明な状況で推移しております。

外食業界におきましては、引続き、高付加価値商品の支持等により、概ねどの業態でも客単価は上昇する一方で、消費税増税や物価上昇による消費マインドの低下、原材料価格の上昇や人材採用コストの増加、同業他社や中食との競争激化等、依然として厳しい経営環境は続いております。

このような環境のもと、当社グループでは、利益重視の経営方針に基づき、国内におきましては、積極的な商品施策や全国におけるテレビCMの放映等による認知度および顧客満足度の向上など、収益の拡大に向けた施策を実施すると共に、不採算店の閉店、効率的な人員配置、LED照明の導入などによる経費削減策の実施によって利益率の向上を図ってまいりました。

また、海外におきましては、新規出店を継続すると共に進出国の市場を見極め不採算店の閉店等を実施することにより海外事業の採算性の改善に向け取り組んでまいりました。

当連結会計年度におきましては、「丸亀製麺」を16店舗、「とりどーる」を1店舗出店したほか、カフェなど新たな業態の展開を進めるなど、その他の業態で7店舗（うち、FC等（注1）2店舗）を出店いたしました。

海外におきましては、収益性を重視しつつも積極的な展開を継続し、直営店により20店舗を出店したほか、FC等により30店舗を出店するなど規模を拡大してまいりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度末の営業店舗数は前連結会計年度末に比べ42店舗（うち、FC等29店舗）増加（注2）して950店舗（うち、FC等69店舗）となりました。

当連結会計年度における業績につきましては、売上収益は872億94百万円（前期比11.5%増）と引続き高成長を維持し、営業利益は41億75百万円（前期比57.9%増）、税引前利益は36億14百万円（前期比52.2%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は19億82百万円（前期比103.3%増）と大幅増益となりました。

（注1）当社または当社の子会社による直営店舗以外の店舗を「FC等」といいます。

（注2）店舗数の増減には、直営店舗からFC等店舗への変更（3店舗）は含めておりません。

（注）当社グループは、当連結会計年度より、国際会計基準（IFRS）を適用しております。当期と比較している前期の諸数値については、IFRSに準拠して作成しております。

なお、ご参考として日本基準に基づく当連結会計年度の諸数値を、「(6) 財産および損益の状況」に記載しております。

事業のセグメント別の業績は、次のとおりであります。

丸亀製麺（セルフうどん業態）

丸亀製麺では、ロードサイド9店舗、ショッピングセンター内7店舗の計16店舗を出店し、11店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は779店舗となりました。

この結果、売上収益は771億83百万円（前期比8.9%増）となり、セグメント利益は112億90百万円（前期比12.2%増）となりました。

とりどーる（焼き鳥ファミリーダイニング業態）

とりどーるでは、1店舗を出店し、3店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は19店舗となりました。

この結果、売上収益は22億15百万円（前期比8.8%減）となり、セグメント利益は1億7百万円（前期比48.0%減）となりました。

丸醬屋（ラーメン業態）

丸醬屋では、1店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は14店舗となりました。

この結果、売上収益は9億91百万円（前期比6.3%減）となり、セグメント利益は1億12百万円（前期比9.1%増）となりました。

長田本庄軒（焼きそば業態）

長田本庄軒では、2店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は14店舗となりました。

この結果、売上収益は8億91百万円（前期比8.1%減）となり、セグメント利益は66百万円（前期比89.6%増）となりました。

その他

その他では、国内においては7店舗（うち、FC等2店舗）を出店し、6店舗（うち、FC等2店舗）を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は22店舗となりました。

なお、その他には「まきの」、「コナズ珈琲」、「ラナイカフェ」等が含まれております。

海外においては、50店舗（うち、FC等30店舗）を出店し、9店舗（うち、FC等4店舗）を閉店したこと等により、当連結会計年度末の営業店舗数は102店舗（うち、FC等69店舗）となりました。

この結果、売上収益は60億15百万円（前期比99.7%増）となりましたが、海外での出店費用がかさんだこともあり、セグメント損失は7億30百万円（前連結会計年度はセグメント損失7億61百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループは、販売拡大を目的として店舗展開のための設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度は、国内におきましては、丸亀製麺で16店舗（ロードサイド9店舗、ショッピングセンター内7店舗）、とりどーるおよびその他で6店舗の、計22店舗を直営店にて出店いたしました。

また、海外におきましては、台湾、韓国その他の国で20店舗を直営店にて出店いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、主に国内外における新規出店のための設備投資に充当することを目的として、長期借入金にて50億円を、株式の発行にて47億54百万円を調達いたしました。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、主力業態である「丸亀製麺」を中心に好調な業績を維持してまいりましたが、より一層の飛躍のため、以下の課題について積極的に取り組み、複数の成長軸をもって業容の拡大を図ってまいります。

① 国内基盤の更なる強化、収益性の向上

QSCの維持・向上、教育の充実等により既存店の強化を図ると共に、人的効率の改善等の経費削減策を実施すること等により収益性の向上を図ってまいります。

（注）QSCとは、飲食店における重要なキーワードで、Q:クオリティー（品質）、S:サービス、C:クリンリネス（清潔さ）を意味します。

② 国内における新業態・新市場の開拓

新業態・新市場の開拓により、新たな分野を組み入れた事業ポートフォリオを確立し、更なる事業の安定化を目指してまいります。

③ 海外展開の積極化、世界展開できるブランドの確立、発信

積極的に海外に出店し、次世代の成長エンジンとして位置付けていくと共に、世界に通用するブランドを確立してまいる所存ですが、海外事業においては進出国の許認可制度や不動産取引に関する商習慣などの影響によって、工期の延長、出店日の遅れを招くため、新規出店に係る費用等が高むことがあり、一部の子会社で損失を計上しております。

今後につきましては、出店立地の厳選、ノウハウの蓄積による効率的運営等を推し進め、海外事業のリスクを低減し収益性の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況

区 分	日本基準			
	第 22 期 平成24年 3 月期	第 23 期 平成25年 3 月期	第 24 期 平成26年 3 月期	第 25 期 (ご参考) (当連結会計年度) 平成27年 3 月期
売 上 高(百万円)	61,075	70,906	78,318	87,294
経 常 利 益(百万円)	6,497	6,910	4,924	6,994
当 期 純 利 益(百万円)	3,050	3,247	849	2,640
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	77円75銭	82円70銭	21円61銭	65円06銭
総 資 産(百万円)	39,731	45,105	49,556	56,372
純 資 産(百万円)	12,106	14,978	15,529	23,393

区 分	国際会計基準 (IFRS)	
	第 24 期 (ご参考) 平成26年 3 月期	第 25 期 (当連結会計年度) 平成27年 3 月期
売 上 収 益(百万円)	78,318	87,294
税 引 前 利 益(百万円)	2,374	3,614
当 期 利 益(百万円) (親会社の所有者に帰属)	975	1,982
当 期 包 括 利 益(百万円) (親会社の所有者に帰属)	1,297	2,651
基本的 1 株 当 たり 当 期 利 益	24円81銭	48円84銭
資 産 合 計(百万円)	52,885	59,019
親会社の所有者に帰属 する 持 分 (百万円)	18,074	25,302

- (注) 1. 第25期から、会社法計算書類規則第120条第1項の規定により、国際会計基準 (IFRS) に準拠して連結計算書類を作成しております。
2. ご参考として第25期の日本基準に準拠した諸数値および第24期のIFRSに準拠した諸数値を記載しております。
なお、第25期の日本基準に準拠した諸数値については、会計監査人による監査を受けておりません。
3. 当社グループは従来、百万円未満を切り捨てして端数処理していましたが、第24期より百万円未満を四捨五入して記載しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
TORIDOLL USA CORPORATION	3,300千米ドル	100%	レストラン経営等
T O R I D O L L L L C	95,000千ルーブル	100%	レストラン経営等
TORIDOLL AUSTRALIA PTY LIMITED	1,800千豪ドル	100%	レストラン経営等
TORIDOLL KOREA CORPORATION	4,010,000千ウォン	100%	レストラン経営等
東 利 多 控 股 有 限 公 司	228,208千香港ドル	100%	海外事業の統括管理
台 湾 東 利 多 股 份 有 限 公 司	52,500千台湾ドル	90%	レストラン経営等
G E O R G E ' S C O R P O R A T I O N	1,250千米ドル	100%	レストラン経営等
TORIDOLL DINING CORPORATION	142米ドル	100%	持株会社
TORIDOLL DINING CALIFORNIA LLC	9,934千米ドル	100%	レストラン経営等
TORIDOLL KENYA LIMITED	42,000千シリング	90%	レストラン経営等

(注) 1. 当連結会計年度に設立した子会社は次のとおりであります。

TORIDOLL KENYA LIMITED

2. TORIDOLL DINING CORPORATION (旧・DREAM DINING CORPORATION) およびTORIDOLL DINING CALIFORNIA LLC (旧・DREAM DINING CALIFORNIA LLC) は、平成27年1月1日に社名変更しております。
3. TORIDOLL AUSTRALIA PTY LIMITED、TORIDOLL KOREA CORPORATION、台湾東利多股份有限公司、TORIDOLL DINING CORPORATION、TORIDOLL DINING CALIFORNIA LLCおよびTORIDOLL KENYA LIMITEDは、東利多控股有限公司を通じての間接所有となっております。
4. TORIDOLL KOREA CORPORATIONおよび東利多控股有限公司は増資により資本金が増加しております。

(8) 主要な事業内容

セグメント	業 態	事 業 内 容
丸 亀 製 麵	セルフうどん	本物のうどんのおいしさを、セルフ形式で提供する讃岐うどん専門店で、各店舗に製麺機を設置し、「打ちたて」、「ゆでたて」を実現し、オープンキッチンを採用し、お客様の目の前で調理を行うなど「できたて感」、「手づくり感」、「安心感」を感じていただける臨場感あふれる店舗です。 (想定平均顧客単価：500円前後)
と り ど ー る	焼き鳥ファミリーダイニング	焼鳥屋ならではの炭焼きのおいしさと臨場感を携えたファミリーダイニング型レストランで、ご家族・ご友人で食卓を囲みながら料理を取り分けて楽しんでいただける、こだわりの串をはじめ、揚げたての唐揚げや旨味たっぷりの釜飯など、豊富なメニューを取り揃えた店舗です。 (想定平均顧客単価：2,000円前後)
丸 醬 屋	ラ ー メ ン	特製醤油ダレに漬け込んだチャーシュー、メンマ、味付温泉玉子など、自家製にこだわったラーメンと自家製ぎょうざやチャーハンなどのセットメニューで好評をいただいているラーメン専門店です。 (想定平均顧客単価：800円前後)
長 田 本 庄 軒	焼 き そ ば	神戸・長田の味である「ぼっかけ」（牛スジとこんにゃくの煮込み）を使った「ぼっかけ焼きそば」を主力商品とし、厳選した小麦粉とたっぷりの玉子を使ったこだわりの中太麺を店内で製麺する焼きそば専門店です。 (想定平均顧客単価：600円前後)
そ の 他	—	国内店舗については、「まきの」、「コナズ珈琲」、「ラナイカフェ」などが含まれております。 海外店舗については、11の国と地域で直営店およびFC等にて出店しております。

(9) 主要な拠点等

① 本社 神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号

営業店舗 セグメント別・地域別の店舗数は以下のとおりです。

セグメント	地域別店舗数	
丸亀製麺	北海道	26店舗
	東北	40店舗
	関東	246店舗
	中部	154店舗
	近畿	157店舗
	中国	63店舗
	四国	21店舗
	九州	72店舗
小計	779店舗	
とりどーる	近畿	19店舗
	小計	19店舗
丸醬屋	北海道	1店舗
	東北	1店舗
	関東	2店舗
	中部	1店舗
	近畿	6店舗
	四国	3店舗
小計	14店舗	
長田本庄軒	関東	6店舗
	近畿	7店舗
	九州	1店舗
	小計	14店舗
その他	北海道	2店舗
	関東	7店舗
	中部	3店舗
	近畿	8店舗
	中国	1店舗
	四国	1店舗
	海外FC等	69店舗
	小計	91店舗 (うち、FC等69店舗)
営業店舗合計	917店舗 (うち、FC等69店舗)	

② 子会社

会 社 名	所 在 地	店 舗 数
TORIDOLL USA CORPORATION	ホノルル	2店舗
T O R I D O L L L L C	モスクワ	2店舗
TORIDOLL AUSTRALIA PTY LIMITED	シドニー	3店舗
TORIDOLL KOREA CORPORATION	ソウル	9店舗
台湾東利多股份有限公司	台北	10店舗
GEORGE'S CORPORATION	ホノルル	1店舗
TORIDOLL DINING CALIFORNIA LLC	デラウェア	5店舗
TORIDOLL KENYA LIMITED	ナイロビ	1店舗
営業店舗合計		33店舗

(10) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
821名 [10,528名]	114名増 [190名増]	34.48歳	4.33年

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除いた就業人員であります。
 2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間勤務換算による月平均人数）であります。
 3. 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
 4. 平均年齢および平均勤続年数は、当社単体の数値であります。

(11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高 (百万円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,338
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,311
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,295
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	1,698

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 普通株式 115,200,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 43,170,800株（自己株式9株が含まれております。）

(注) 1. 平成26年11月27日付で実施した普通株式3,200,000株の公募増資による新株式発行および平成26年12月25日付で実施した普通株式600,000株の第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は合計3,800,000株増加しております。

2. ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は74,200株増加しております。

(3) 株主数 13,171名

(4) 大株主の状況

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
栗田貴也	13,782,000	31.92
有限会社ティーアンドティー	5,880,000	13.62
特定有価証券信託受託者 株式会社S M B C信託銀行	1,568,000	3.63
ビービーエイチフオーフィデリティローブライズドストックファンド(プリンシパルオールセクターサブポートフォリオ)	1,500,000	3.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,406,900	3.26
ビービーエイチフィデリティビューリタンフィデリティシリーズイントリンシツクオポチュニテイズファンド	1,249,800	2.90
チェースマンハッタンバンクジーティーエスクライアンツアカウントエスクロウ	1,136,178	2.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	985,700	2.28
ジェーピーエムシーピークレディスイスセキュリティーズヨーロッパジェーピーワイ1007760	716,217	1.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	630,000	1.46

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している新株予約権等の状況

平成24年6月28日開催の株主総会決議および取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき140,200円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - 1) 1個の新株予約権の一部行使は認めない。
 - 2) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社連結子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、または、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。
 - 3) 新株予約権者が、当社または当社連結子会社に対して何らかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。
 - 4) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - 5) 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
- ④ 新株予約権の行使期間 平成27年6月28日から平成34年6月27日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	180個	普通株式18,000株	2人
社外取締役	15個	普通株式1,500株	1人
監査役	60個	普通株式6,000株	3人

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

当社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	栗田 貴也	
専務取締役	長 沢 隆	商品部、購買部、店舗システム部および人事部担当
取締役	田 中 公 博	営業本部長および情報システム部担当
取締役	鈴 木 邦 明	公認会計士鈴木邦明事務所所長、公認会計士 株式会社イーサーブ代表取締役 株式会社アドウェイズ監査役
常勤監査役	安 井 義 昭	
監査役	池 田 隆 行	池田隆行法律事務所所長、弁護士
監査役	梅 木 利 泰	日野総合会計事務所所長、公認会計士 株式会社日野ビジネスコンサルティング代表取締役

- (注) 1. 取締役鈴木邦明氏は、社外取締役であります。
2. 監査役全員は、社外監査役であります。
3. 監査役梅木利泰氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役鈴木邦明氏、監査役安井義昭氏、監査役池田隆行氏および監査役梅木利泰氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 4名 119百万円（うち社外取締役 1名 4百万円）

監査役 3名 14百万円（うち社外監査役 3名 14百万円）

- (注) 上記報酬等の額には、平成24年6月28日開催の取締役会決議により、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役4百万円（うち社外取締役0百万円）、監査役1百万円）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職内容
取 締 役	鈴 木 邦 明	公認会計士鈴木邦明事務所	所 長
		株式会社イーサーブ	代 表 取 締 役
監 査 役	池 田 隆 行	池田隆行法律事務所	所 長
監 査 役	梅 木 利 泰	日野総合会計事務所	所 長
		株式会社日野ビジネスコンサルティング	代 表 取 締 役

- (注) 1. 取締役鈴木邦明氏の兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。
2. 監査役池田隆行氏の兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。
3. 監査役梅木利泰氏の兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	鈴 木 邦 明	当事業年度における取締役会に17回中17回出席し、公認会計士としての高い見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
常 勤 監 査 役	安 井 義 昭	当事業年度における取締役会に17回中16回、監査役会に8回中8回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	池 田 隆 行	当事業年度における取締役会に17回中17回、監査役会に8回中8回出席し、弁護士としての高い見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	梅 木 利 泰	当事業年度における取締役会に17回中16回、監査役会に8回中8回出席し、公認会計士としての高い見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

- (注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当該契約は、締結しておりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 41百万円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 64百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「IFRS（国際財務報告基準）に関するアドバイザリー業務」等を委託し、その対価を支払っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しており、会計監査人に悪意または重大な過失があった場合を除き、受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受け取るべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度としております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断される場合は、監査役会の決定に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的といたします。

なお、平成27年6月26日開催予定の第25期定時株主総会でご承認をいただき、当社が監査等委員会設置会社に移行いたしました際には、本方針につきまして見直しを行います。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

その他業務の適正を確保する体制

(1) 職務執行の基本方針

当社は、次の経営理念を掲げ、すべての役員（取締役および監査役をいう。）および従業員（一般従業員、契約社員、嘱託社員、パートナー社員、派遣社員その他当社の業務に従事するすべてのものをいう。）が、職務を執行するにあたっての基本方針とする。

【経営理念】ひとりでも多くのお客様に いつまでも愛され続ける 地域一番店を創造していこう。

当社は、この経営理念に基づき、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが経営上の重要な責務であると認識し、以下のとおり内部統制システムに関する基本方針を定める。また、今後とも内外環境の変化等に応じ、柔軟にこれを見直し、有効かつ適切な構築および運用に努める。

(2) 内部統制システムに関する基本方針

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a 取締役会は、原則として月1回、かつ、必要に応じて随時開催し、法令、定款および取締役会規程その他の社内規程に従い重要な業務執行を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。なお、社外取締役の継続的選任により、かかる監督機能の向上を図る。
- b 監査役は、独立した立場で取締役の職務の執行を監査する。
- c 代表取締役社長に直属する部門として、内部監査室を設置し、内部統制の適切性および有効性を経営方針に照らして、独立した立場で検証および評価し、その結果に基づく改善提案を通じて、経営の健全性および効率性の向上に資する。
- d 取締役および使用人は、『企業倫理憲章』および『トリドール行動基準』を基に行動する。
- e 法令および定款等に違反する行為が使用人が発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。
- f 反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、不当な要求には決して応じず、警察当局との連携をとり、断固としてこれを拒絶する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- a 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役の職務の執行に係る重要な情報・文書（電子化情報を含む。以下同じ。）は、文書管理規程その他社内規程の定めるところに従い、適切に保存および管理（廃棄を含む。）する。
- b 監査役が求めたときは、取締役はいつでも当該文書を閲覧に供する。
- c 取締役は、法令および金融商品取引所の諸規則等に従い、開示すべき情報を適時かつ適正に開示する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a 平常時における業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し適切なリスク対応を行うためにリスクマネジメント規程を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。
 - b リスク管理の実効性を確保するため代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、全社的なリスクを評価検討し、リスク管理推進に関わる課題や対応策を協議し承認する。
 - c 有事の際の迅速かつ適切な対応に備え、危機管理規程を定め、損失の最小化、損害の復旧および再発防止のための危機管理体制を整備する。
 - d 各部門および各店舗において、経営の内外の環境変化や、法令定款違反その他の事由に基づく損失の危険が発見された場合には、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部門に報告される体制を構築するとともに、その重大性に応じて担当部門を管掌する取締役が速やかに取締役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 中長期経営計画を策定し、全社的な経営の目標を設定する。また、中長期経営計画は、経営を取り巻く内外の環境の変化に柔軟に対応すべく毎年度見直しを行う。
 - b 各年度の予算は、中長期経営計画とリンクして策定され、事業部門別の予算管理と月例の業績報告により適切な対策を講じる。
 - c 取締役会に付議すべき事項は、取締役会規程において定め、付議にあたっては、経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制を整備する。
 - d 日常の業務遂行に際しては、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り関連部門と連携して適切かつ効率的に業務を遂行するとともに、重要な情報が適時かつ適切に関係者に伝達される仕組みを整備する。
- ⑤ 当社および子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a 子会社および関連会社（以下、「子会社等」という。）の性質および規模に応じ、当該会社ごとに業務の適正を確保するための体制を整備する。
 - b 子会社等は、関係会社管理規程の定める事項について当社の承認を求め、または、報告を行う。
 - c 子会社等についても当社内部監査室による監査の対象とする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 現在、専任の同使用人は置いていないが、必要に応じ内部監査室の使用人が監査役の監査を補助するものとする。
- ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a 同使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
 - b 専任の同使用人を置く場合は、当社の業務執行にかかる兼任はせず、監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査役の意見を聴取するものとする。

- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役および使用人から重要事項の報告を受ける。そのほか、取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、取締役および使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
 - b 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもって意見交換を行うほか、必要に応じて他の取締役、内部監査室長および会計監査人とも情報交換を行い十分なコミュニケーションを図る。
 - c 監査役会を原則として月1回、かつ、必要に応じて随時開催し、法令、定款および監査役会規程その他の社内規程に従い重要事項について協議する。
- (注) 平成27年6月26日開催予定の第25期定時株主総会でご承認をいただき、当社が監査等委員会設置会社に移行いたしました際には、本方針につきまして見直しを行います。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に適正な利益還元を行うことは、企業目的の重要な課題であると考えており、グループの成長のために必要な投資を行うため内部留保の充実を図りながら、業績に応じた安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

当期につきましては、平成27年5月14日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。

(1) 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 10円00銭
総額 431,707,910円
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成27年6月10日

(2) 剰余金の処分に関する事項

- ① 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 1,500,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 1,500,000,000円

(注) 本事業報告に記載しております数値は、四捨五入により表示しております。

連結財政状態計算書

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	17,997	流 動 負 債	18,329
現金及び現金同等物	14,992	営業債務及びその他の債務	6,328
営業債権及びその他の債権	1,757	1年以内返済予定の長期借入金	7,088
棚卸資産	142	リース債務	240
その他の流動資産	1,106	未払法人所得税	1,815
非流動資産	41,022	引当金	586
有形固定資産	26,070	その他の流動負債	2,272
無形資産及びのれん	473	非流動負債	15,330
持分法で会計処理されている投資	1,575	長期借入金	10,012
その他の金融資産	9,824	リース債務	4,148
繰延税金資産	1,581	引当金	1,072
その他の非流動資産	1,499	繰延税金負債	64
		その他の非流動負債	33
		負債合計	33,659
		資 本 の 部	
		親会社の所有者に帰属する持分	25,302
		資 本 金	3,790
		資 本 剰 余 金	3,830
		利 益 剰 余 金	16,435
		自 己 株 式	△0
		その他の資本の構成要素	1,247
		非支配持分	57
		資本合計	25,359
資 産 合 計	59,019	負債及び資本合計	59,019

連結純損益計算書

(平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	87,294
売上原価	△22,309
売上総利益	64,986
販売費及び一般管理費	△58,605
減損損失	△2,155
その他の営業収益	324
その他の営業費用	△374
営業利益	4,175
金融収益	206
金融費用	△637
持分法による投資損益	△130
税引前利益	3,614
法人所得税費用	△1,603
当期利益	2,011
(内訳)	
親会社の所有者に帰属する当期利益	1,982
非支配持分に帰属する当期利益	29

連結持分変動計算書

(平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素 在外営業活動 体の換算差額
当期首残高	1,349	1,388	14,753	△0	324
当期変動額					
当期利益			1,982		
その他の包括利益					669
当期包括利益合計	－	－	1,982	－	669
新株の発行	2,384	2,384			
新株の発行(新株 予約権の行使)	58	58			
株式報酬取引					
配当			△314		
支配が継続している子 会社に対する所有持分 の変動					
所有者との取引 額等合計	2,441	2,441	△314	－	－
その他の資本の構成要 素から利益剰余金への 振替			14		
当期末残高	3,790	3,830	16,435	△0	993

	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素		合計		
	新株予約権	合計			
当期首残高	260	584	18,074	20	18,094
当期変動額					
当期利益		—	1,982	29	2,011
その他の包括利益		669	669	4	673
当期包括利益合計	—	669	2,651	33	2,684
新株の発行		—	4,767		4,767
新株の発行（新株予約権の行使）	△39	△39	76		76
株式報酬取引	48	48	48		48
配当		—	△314	△2	△316
支配が継続している子会社に対する所有持分の変動		—	—	5	5
所有者との取引額等合計	9	9	4,577	3	4,581
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	△14	△14	—		—
当期末残高	254	1,247	25,302	57	25,359

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	17,726	流 動 負 債	17,474
現金及び預金	11,701	買掛金	2,057
営業未収入金	1,176	1年内返済予定の長期借入金	7,088
有価証券	1,999	リース債務	189
原材料及び貯蔵品	129	未払金	1,888
前払費用	813	未払費用	1,913
繰延税金資産	565	未払法人税等	1,745
その他	1,343	未払消費税等	1,604
固 定 資 産	37,848	賞与引当金	302
有 形 固 定 資 産	20,909	店舗閉鎖損失引当金	123
建物	14,682	設備関係未払金	361
構築物	1,281	その他	202
工具器具及び備品	1,815	固 定 負 債	14,865
リース資産	3,062	長期借入金	10,012
建設仮勘定	70	リース債務	3,732
無 形 固 定 資 産	226	リース資産減損勘定	53
ソフトウェア	221	資産除去債務	1,055
電話加入権	2	その他	12
ソフトウェア仮勘定	3	負 債 合 計	32,339
投資その他の資産	16,713	純 資 産 の 部	
関係会社株式	3,037	株 主 資 本	22,981
長期貸付金	2,407	資 本 金	3,811
長期前払費用	968	資 本 剰 余 金	3,868
敷金・保証金	4,499	資 本 準 備 金	3,868
建設協力金	5,535	利 益 剰 余 金	15,302
繰延税金資産	2,012	利 益 準 備 金	8
その他	41	そ の 他 利 益 剰 余 金	15,295
貸倒引当金	△1,786	別 途 積 立 金	11,879
資 産 合 計	55,575	繰 越 利 益 剰 余 金	3,416
		自 己 株 式	△0
		新 株 予 約 権	254
		純 資 産 合 計	23,236
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	55,575

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		83,479
売 上 原 価		21,225
売 上 総 利 益		62,254
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		54,109
営 業 利 益		8,144
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	140	
そ の 他	333	473
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	354	
そ の 他	168	521
経 常 利 益		8,096
特 別 利 益		
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 戻 入 益	73	
新 株 予 約 権 戻 入 益	14	
収 用 補 償 金	54	141
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	6	
減 損 損 失	1,174	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	9	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	19	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	123	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	245	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,769	3,346
税 引 前 当 期 純 利 益		4,891
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,908	
法 人 税 等 調 整 額	△484	2,424
当 期 純 利 益		2,467

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自 己 式 株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金			利 益 剩 余 金 合 計		
		資 本 準 備 金	資 本 剩 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剩 余 金				
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剩 余 金			
当 期 首 残 高	1,357	1,415	1,415	8	7,279	5,863	13,150	△0	15,922
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	2,453	2,453	2,453						4,906
剩 余 金 の 配 当						△314	△314		△314
別 途 積 立 金 の 積 立					4,600	△4,600	－		－
当 期 純 利 益						2,467	2,467		2,467
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	2,453	2,453	2,453	－	4,600	△2,447	2,153	－	7,059
当 期 末 残 高	3,811	3,868	3,868	8	11,879	3,416	15,302	△0	22,981

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	260	16,182
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		4,906
剩 余 金 の 配 当		△314
別 途 積 立 金 の 積 立		－
当 期 純 利 益		2,467
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△5	△5
当 期 変 動 額 合 計	△5	7,054
当 期 末 残 高	254	23,236

[連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本]

独立監査人の監査報告書

平成27年5月21日

株式会社トリドール
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 基 博 ㊤
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 坊 垣 慶二郎 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トリドールの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社トリドール及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

[会計監査人の監査報告書謄本]

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月21日

株式会社トリドール
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 基 博 ㊤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坊 垣 慶二郎 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トリドールの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度より有形固定資産の減価償却の方法を変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

〔監査役会の監査報告書謄本〕

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月28日

株式会社トリドール 監査役会

常勤監査役 安井 義 昭 ㊟

監 査 役 池 田 隆 行 ㊟

監 査 役 梅 木 利 泰 ㊟

(注) 常勤監査役 安井 義昭、監査役 池田 隆行、監査役 梅木 利泰は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、当該移行のために定款の一部を変更するものであります。
- (2) 平成27年5月1日に施行された会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）により、定款の定めによって業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、それらの取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第26条（取締役の責任免除）第2項の一部を変更するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、現行規定内容を明確にすることその他の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（機 関）</p> <p>第4条 当会社には、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 <p>第5条～第16条 （条文省略）</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第17条 当会社の取締役は、7名以内とする。</p>	<p>（機 関）</p> <p>第4条 当会社には、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u> <p style="text-align: right;">（削 除）</p> <p>第5条～第16条 （現行どおり）</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第17条 当会社の取締役（<u>監査等委員である取締役に除く</u>）は、7名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任方法) 第18条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集手続) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法) 第18条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第19条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)</u>の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集手続) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与其他職務遂行の対価として当社から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任</u>を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任</u>を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、<u>その過半数</u>をもって行う。</p> <p>2 <u>前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができる取締役に限る)の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与其他職務遂行の対価として当社から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議</u>をもって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役(取締役であったものを含む)の同法第423条第1項の責任</u>を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約</u>を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 <u>(監査役の員数)</u> 第27条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任方法)</u> 第28条 当社の監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査役の任期)</u> 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>(常勤の監査役)</u> 第30条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</p> <p><u>(監査役会の招集手続)</u> 第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p><u>(取締役への業務執行の決定の委任)</u> 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p><u>(取締役会規程)</u> 第28条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(削 除) (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の決議方法)	(削 除)
第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数をもってこれを行なう。	
(監査役の報酬等)	(削 除)
第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。	
(監査役の責任免除)	(削 除)
第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。	
2 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が規定する額とする。	
(新 設) (新 設)	第5章 監査等委員会 (常勤の監査等委員)
(新 設)	第29条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を、監査等委員会の決議をもって選定することができる。
(新 設)	(監査等委員会の招集手続)
(新 設)	第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(新 設)	2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新 設)	(監査等委員会の決議方法)
(新 設)	第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第35条～第36条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人との責任限定契約)</p> <p>第38条 当社は、会計監査人との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定めた額を限度とする。</u></p> <p>第39条～第40条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>2 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第33条～第34条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人との責任限定契約)</p> <p>第36条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第37条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>3 前各項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役であったものの同法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、平成37年6月26日をもって削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（4名）は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社株式数
1	あわ た たか や 粟 田 貴 也 (昭和36年10月28日生)	昭和60年8月 自営業（トリドール三番館開業） 平成2年6月 有限会社トリドールコーポレーション設立、 代表取締役社長 平成7年10月 株式会社トリドールへ組織変更、代表取締役 社長（現任）	13,782,000株
2	なが さわ たかし 長 沢 隆 (昭和27年7月2日生)	昭和53年7月 株式会社すかいらく入社 平成3年7月 株式会社レステム総務部長 (株式会社すかいらくからの出向) 平成4年9月 株式会社フロジャポン取締役 平成7年6月 株式会社ビルディ事業部長 平成12年1月 同社常務取締役 平成15年4月 当社入社 平成15年6月 当社専務取締役業態企画開発部長 平成19年10月 当社専務取締役（現任） (当社における担当) 商品部、購買部、店舗システム部および人事部担当	254,000株
3	た なか きみ ひろ 田 中 公 博 (昭和45年7月10日生)	平成7年4月 東拓工業株式会社入社 平成17年1月 山田ビジネスコンサルティング株式会社入社 平成20年4月 株式会社サンマルクホールディングス入社 平成20年9月 株式会社サンマルクカフェ出向 平成21年4月 同社取締役執行担当 平成22年6月 同社常務取締役 平成23年4月 当社入社 平成23年7月 当社営業本部長 平成24年6月 当社取締役営業本部長（現任） (当社における担当) 営業本部長および情報システム部担当	800株

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社株式数
1	鈴木邦明 (昭和23年2月26日生)	昭和44年7月 監査法人朝日会計社(現、有限責任 あずさ監査法人) 大阪事務所入社 昭和47年10月 公認会計士登録 平成7年6月 朝日監査法人(現、有限責任 あずさ監査法人) 代表社員 平成14年5月 公認会計士鈴木邦明事務所所長(現任) 株式会社イーサーブ代表取締役(現任) 平成17年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士鈴木邦明事務所所長 株式会社イーサーブ代表取締役 株式会社アドウェイズ監査役	18,700株
2	池田隆行 (昭和24年7月16日生)	昭和54年4月 弁護士登録 昭和54年4月 原田法律事務所入所 昭和56年4月 池田隆行法律事務所所長(現任) 平成17年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 池田隆行法律事務所所長	6,000株
3	梅木利泰 (昭和36年8月11日生)	平成4年10月 監査法人朝日新和会計社(現、有限責任 あずさ監査法人) 入社 平成15年10月 日野総合会計事務所所長(現任) 平成20年9月 株式会社日野ビジネスコンサルティング代表取締役(現任) 平成23年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 日野総合会計事務所所長 株式会社日野ビジネスコンサルティング代表取締役	1,500株

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木邦明氏、池田隆行氏および梅木利泰氏は、社外取締役候補者であります。

3. (1) 鈴木邦明氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
 - (2) 池田隆行氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
 - (3) 梅木利泰氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
4. 鈴木邦明氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって10年となります。
 5. 池田隆行氏および梅木利泰氏は、現在、当社の社外監査役であり、それぞれの社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって池田隆行氏が10年、梅木利泰氏が4年となります。なお、両氏は、本定時株主総会終結の時をもって社外監査役としての任期満了となります。
 6. 当社は、鈴木邦明氏、池田隆行氏および梅木利泰氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	候補者の有する当社株式数
うめ だ ひろ あき 梅 田 浩 章 (昭和41年12月13日生)	平成6年10月 朝日監査法人(現、有限責任 あずさ監査法人)入社 平成10年4月 公認会計士登録 平成16年8月 梅田浩章公認会計士事務所所長(現任) 平成16年9月 税理士登録 平成25年4月 株式会社イーサーブ代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) 梅田浩章公認会計士事務所所長 株式会社イーサーブ代表取締役 滋賀県米原市代表監査委員 不二精機株式会社社外監査役	一株

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者梅田浩章氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 梅田浩章氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 梅田浩章氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏が、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有しておられることから、社外取締役就任後、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
4. 当社は、梅田浩章氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成17年6月7日開催の第15期定時株主総会において年額500,000,000円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額500,000,000円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額100,000,000円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

現在の監査役は3名ですが、第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

第7号議案 ストック・オプションとして、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、下記の要領により、ストック・オプションとして、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下、特に断りがない限り本議案において同じ。）および従業員に対して新株予約権を発行することならびに新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

また、本議案は、会社法第361条の規定に基づき、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」および第6号議案「監査等委員である取締役の報酬額決定の件」においてご承認いただいた取締役の報酬の範囲内で、当社取締役に対する報酬等として新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は4名、監査役は3名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」をご承認いただいた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となり、このうち、本議案に係る新株予約権の付与を予定する取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名、監査等委員である取締役は3名です。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社の取締役および従業員の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるために、次の要領により新株予約権を無償で発行いたしたく存じます。
2. 新株予約権の発行要領
 - (1) 新株予約権の割当てを受ける者
当社取締役および従業員
 - (2) 新株予約権の総数
5,175個を上限とする。
 - (3) 新株予約権の払込金額
本議案の承認決議に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権については、その引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
 - (4) 新株予約権の内容
 - ① 新株予約権の目的である株式の数
517,500株を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式100株（以下、「付与株式数」という。）とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、本定時株主総会における決議後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲でこれを調整する。

以上の調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、または割当日の終値（終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が割当日後、時価を下回る価額で普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（単元未満株主による単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」

を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は調整されるものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

平成30年6月26日から平成37年6月25日まで

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(i) 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

(ii) 増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

⑥ 新株予約権の行使の条件

(i) 1個の新株予約権の一部行使は認めない。

(ii) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社連結子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、または、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。

(iii) 新株予約権者が、当社または当社連結子会社に対して何らかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。

(iv) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(v) 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。

⑦ 新株予約権の取得事由および取得の条件

(i) 当社が消滅会社となる合併契約もしくは新設合併計画が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

(ii) 新株予約権者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

⑧ 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）

の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、新設合併計画、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. (4)①に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. (4)②に定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記2. (4)③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から2. (4)③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記2. (4)④に準じて決定する。

(vii) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(viii) 新株予約権の行使の条件

上記2. (4)⑥に準じて決定する。

(ix) 新株予約権の取得事由および取得の条件

上記2. (4)⑦に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の行使により生じる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑩ 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

3. 取締役の報酬等に関する事項

上記新株予約権のうち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に付与する新株予約権は180個、その目的である株式の数は18,000株を上限とし、監査等委員である取締役に付与する新株予約権は45個、その目的である株式の数は4,500株を上限とする。

取締役の報酬等として付与する上記新株予約権の額は、割当日において算定した上記新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役に割り当てる新株予約権の総数をそれぞれ乗じることにより算定するものとする。上記新株予約権1個当たりの公正価額とは、一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 神戸ポートピアホテル 本館地下1階「偕楽の間」
神戸市中央区港島中町六丁目10番1号
T E L 078-302-1111

最寄駅 神戸新交通ポートライナー「市民広場駅」下車徒歩3分

